

松江市告示第 217 号

松江市救急医療情報活用事業実施要綱（令和 2 年松江市告示第 153 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(セットの配布) 第 4 条 略 2・3 略 4 第 1 項の配付及び前項の再配付は、 <u>健康福祉部介護保険課</u> において無償で行うものとする。 5 略	(セットの配布) 第 4 条 略 2・3 略 4 第 1 項の配付及び前項の再配付は、 <u>健康部健康政策課</u> において無償で行うものとする。 5 略

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。